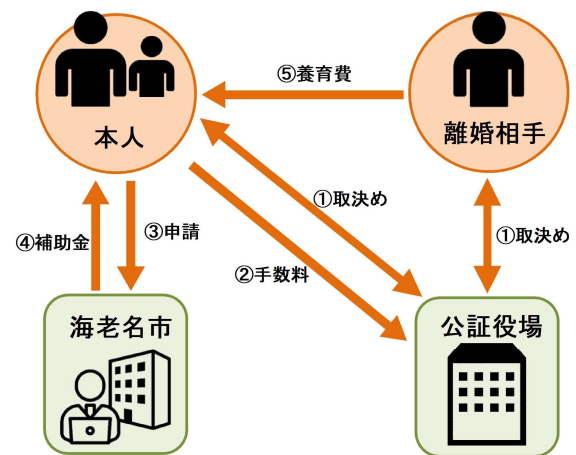


養育費に関する公正証書作成支援補助金

制度の概要

ひとり親の方が、養育費の支払いに関する取決めの促進を図ることを目的として、養育費に関する公正証書の作成に係る経費を補助します。



対象者	市内在住で、養育費に係る公正証書を作成した方
補助額	養育費に係る公正証書の作成経費の総額(上限4万円、1人1回限り)
所得制限	児童扶養手当の受給者または同等の所得水準の方
対象経費	<ul style="list-style-type: none">・公証人手数料令に規定する手数料・公証役場に提出する戸籍謄本等の書類の取得に係る費用・公証役場に提出する郵便切手に係る費用

申請に必要な書類

次の(1)～(4)の書類をご用意ください

- (1) 児童扶養手当証書の写しまたは申請者の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年)の所得証明書
- (2) 申請者の住所に居住する者全員の住民票の写しおよび戸籍謄本
- (3) 対象経費の領収書の写し
- (4) 養育費の取決めを交わした公正証書(債務名義化したものに限る)の写し

※申請をご検討の方は、事前に母子・父子自立支援員へお気軽にご連絡ください。

養育費に関する公正証書作成支援補助金に関するお問い合わせ先

担当課：こども育成課(母子父子自立支援員) ☎ 046-235-4504(直通)

住所：海老名市勝瀬175-1

開庁時間：月～金 9:00～17:00